

受付期間を延長しました。



令和2年10月

## 京都市会計年度任用職員 募集要項

文化市民局 暮らし安全推進部 消費生活総合センター  
(電話075-256-1110)

受付期間 令和2年10月1日(木)～令和2年10月30日(金)  
試験日 令和2年11月5日(木)

### 1 採用職種、採用予定者数、職務内容及び採用時期

職 種	採用 予定者数	職 務 内 容
消費生活専門相談員 (会計年度任用職員)	若干名	消費生活専門相談員として、次の各号に掲げる業務のほか、消費生活相談に係る専門性を必要とする業務を行う。 (1) 電話、来所、インターネットによる消費生活相談、あっせん(消費者基本法第19条、消費者安全法第8条に基づくもの)、多重債務相談及びこれに伴う業務 (2) 消費者教育及び啓発に関する業務

※ 採用予定日は以下のいずれかを選択していただきます。

- (1) 令和3年1月1日(勤務開始日は令和3年1月4日)
- (2) 令和3年4月1日

### 2 受験資格

以下のいずれかに該当する者。ただし、地方公務員法第16条に該当する者は受験できません。

- (1) 消費生活相談員の国家資格を有する者。
- (2) 国民生活センターの認定する消費生活専門相談員資格を有し、かつ平成23年4月1日から平成28年4月1日までの期間に通算1年以上の消費生活相談等の実務経験※を有する者。

※ 「消費生活相談等の実務経験」とは、具体的には以下のとおりです。

- ア 地方公共団体における消費者生活相談の事務
- イ 消費者団体における事業者に対する消費者からの苦情に係る相談の事務
- ウ 事業者における当該事業者に対する消費者からの苦情に係る相談の事務
- エ 国の行政機関又は独立行政法人における事業者に対する消費者からの苦情に係る相談の事務
- オ これらと同等以上のものとして消費者庁長官が指定するもの

### 3 試験の方法及び内容

筆記試験	消費生活専門相談員としての資質等を問うもの
口述試験	

### 4 試験日時、場所及び合格発表

試験日時	筆記試験：令和2年11月5日（木） 午前9時05分～午前9時40分（午前9時集合） 口述試験：令和2年11月5日（木） 筆記試験終了後に順次、実施します。
試験場所	消費生活総合センター 研修室（案内図参照）
合格発表	11月下旬（可否については、郵送又は他の方法により通知します。）

### 5 合格から採用まで

- (1) 合格者には、採用に必要な書類（受験資格を満たすことを示す証明書、住民票等）を提出していただいたうえで、採用を決定します。
- (2) 合格者であっても受験資格を欠いていることが明らかになった場合は、合格を取り消します。

### 6 受験申込みの手続

申込方法	本市指定の応募用紙に必要な事項を記入し、消費生活総合センターに直接提出するか、封筒の表に「受験書類」と朱書きし <b>簡易書留で郵送</b> してください。応募用紙は当センターのホームページからダウンロードできます。  ※ 申込みの際に記載していただいた個人情報は、採用試験及び採用事務の目的以外に使用することはありません。 ※ 提出された書類は、返却いたしませんので御了承ください。
申込先	〒604-8186 京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階 京都市消費生活総合センター
申込期間	令和2年10月1日（木）～ <b>令和2年10月30日（金）（必着）</b> 持参の場合の受付時間は午前9時から午後5時まで（土曜日・日曜日を除く。）

受験申込みをされた方には受験票を送付します（10月末に発送予定です。）。

### 7 任用期間

- (1) 令和3年1月1日採用の場合：令和3年1月1日～令和3年3月31日
  - (2) 令和3年4月1日採用の場合：令和3年4月1日～令和4年3月31日
- いずれも採用日から1箇月間は条件付採用となります。
- 翌年度以降、当該年度の勤務実績に基づく選考により再度任用することがあります（令和3年1月1日採用者の再度任用は、1月1日～3月31日の勤務実績により選考します。）。
- ただし、次のいずれかに該当する場合の再度任用はありません。
- ア 勤務実績に基づく選考による再度任用が連続4回に達した場合
- イ 満65歳に達した日以後における最初の3月31日を超えることとなる場合及び超えている場合

## 8 勤務条件

給与及び費用弁償	給与（月額） 期末手当 ※ 令和3年度については、変動することがあります。 通勤費用	232,936円（令和2年度実績） 年間2.6箇月分（令和2年度実績見込み） 本市が定める基準により弁償します。 （上限額：44,523円）
勤務時間	午前8時45分から午後5時30分まで （休憩時間を除いて、1週間に31時間、原則週当たり4日の勤務となります。）	
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日	
休暇	年次休暇：令和3年1月1日採用の場合、初年度は4日 令和3年4月1日採用の場合、初年度は16日 夏期休暇：原則4日取得可（令和2年度実績） 特別休暇：服喪休暇等 病気休暇：最大32日取得可	
福利厚生	全国健康保険協会（協会けんぽ）、厚生年金保険、雇用保険の組合員又は被保険者となります。	

## 9 問合せ先及び案内図

〒 604-8186 京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階 京都市消費生活総合センター 電話 075-256-1110 FAX 075-256-0801 ※ 駐車場・駐輪場はありません。公共交通機関を御利用ください。
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



ホームページアドレス <http://kyoto-soudan.jp/>

発行／令和2年10月

京都市文化市民局暮らし安全推進部消費生活総合センター



この印刷物が不要になれば  
「雑がみ」として古紙回収等へ！

